

長野県における地下水の取水規制に係る考え方

1 水資源の保全に係る基本理念

- 水資源は、県民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水資源の保全は、現在及び将来にわたって、本県の豊かな水資源を享受できるよう、推進されなければならない。
- 水資源の保全は、県、市町村、県民、事業者及び土地所有者等の適切な役割分担による協働により、推進されなければならない。

2 取水規制の必要性

- 国際的な水需要の高まり
- 豊かで質のよい地下水を求める動きが日本国内でも増加（ミネラルウォーター製造工場の新設）
- 地下水を利用する産業（わさび栽培、淡水魚の養殖など）の盛んな市町村において、地下水量の減少傾向
- 長野県内の水道水源は、54.9%が地下水



○本県としても地下水の涵養等により安定的な水資源を確保するとともに、無秩序な地下水採取が行われないよう地下水利用のルールづくりが必要

3 地下水の取水規制に係る県と市町村の役割分担

(1) 市町村の役割

ア 次の理由により、必要に応じ、市町村条例等での取水規制を行う。

- ①水道法第6条第2項の規定により、水道事業は、原則として市町村が経営するものとされており、水道水源の確保は、当該市町村が責任をもって行うことが必要である。

・県内77市町村のうち75市町村が水道事業を行っている。なお、残りの2市町村は、一部事務組合又は長野県企業局が当該市町村の水道事業を行っている。

②地下水は、県下の各地域によって賦存量、依存率、需給見通しが異なることから、県全域で同一の基準による規制をすることはなじまない。

表1〔県下10広域圏における水道水源別の取水量の割合(%)〕

区分	佐久	上小	諏訪	上伊那	下伊那	木曾	松本	北安曇	長野	北信	合計
地表水	6.4	71.5	15.5	68.9	88.8	55.7	66.4	4.5	45.8	21.6	45.1
地下水	93.6	28.5	84.5	31.1	11.2	44.3	33.6	95.5	54.2	78.4	54.9

出典：長野県水道協議会 平成22年度長野県の水道

表2〔条例等未制定市における水道水源別の取水量の割合(%)〕

区分	上田市 (上小地域の主な都市)	飯田市 (下伊那地域の主な都市)	塩尻市 (松本地域の主な都市)	大町市 (北安曇地域の主な都市)
地表水	90.0	97.1	79.7	0.3
地下水	10.0	2.9	20.3	99.7

出典：長野県水道協議会 平成22年度長野県の水道

表3〔最近の水資源を取り巻く状況を踏まえた条例を整備・検討している市町村等における水道水源別の取水量の割合(%)〕

区分	佐久水道企業団 (佐久地域の水道事業者)	安曇野市 (松本地域の主な都市)
地表水	0.0	12.1
地下水	100.0	87.9

出典：長野県水道協議会 平成22年度長野県の水道

③豊富な地下水量を活用して産業振興や企業誘致につなげようとしている市町村もあり、県全域で同一の基準による規制をすることはなじまない。

④77市町村のうち既に46市町村が条例等により規制している。

⑤最近の水資源を取り巻く状況を踏まえた条例を整備・検討している市町村(佐久市、軽井沢町、安曇野市等)もある。

⑥取水規制を行うためには、客観的なデータが必要であるが、長野県は、地下水の賦存量、依存率、需給見通しなど実態を把握していない。

⑦取水規制を行う他県の状況

都道府県名	地下水への依存	従来の規制	新たな規制
熊本県	人口 100 万人が集中する熊本地域においては、生活用水のほぼ 100%を依存	条例による届出制	条例による許可制（一部改正）
鳥取県	水道水源は、95.8%を依存	—	条例による届出制（新設）

イ 地下水の調査（基準点における地下水位の変動、需給の動向など）

(2) 長野県の役割

ア 地下水取水の規制に関する市町村条例の制定に係る支援を行う。

- ・ 地域の特徴（地下水盆の状況）に応じた同一基準の規制内容の条例（例）の提示
- ・ 条例制定に係る相談対応

イ 県内の 10 広域圏（県の現地機関）内の市町村の要望がある場合、県が主導して地下水盆単位で取水規制のレベルを合わせる等の調整を行う。

- ・ 県下 10 広域圏単位の地域連絡会議を通じて、地域の特徴を踏まえた調整

ウ 県条例（案）の基本理念として「水資源は、県民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものである。」と位置付けることにより、市町村が条例による取水規制を行う際のよりどころとする。

エ 県内の地下水の賦存量を把握する。